

早期卒業について

関西学院大学では、学則第7条第2項の規定に基づき、以下のとおり学部別に早期卒業を行っています（2025年度時点）。

学部	早期卒業 の有無	早期卒業の主な条件（※）
神学部		
文学部		
社会学部	○	・本学大学院に早期に進学することを希望し、当該研究科が入学を認めた者 ・マルチプル・ディグリー制度による本学他学部の編入学試験に合格した者
法学部	○	・本学大学院法学研究科の前期課程一般入学試験、前期課程特別入学制度入学試験、本学大学院司法研究科、本学大学院経営戦略研究科の入学試験に合格した者 ・マルチプル・ディグリー制度による本学他学部の編入学試験に合格した者
経済学部	○	・本学大学院に早期に進学することを希望し、当該研究科が入学を認めた者 ・マルチプル・ディグリー制度による本学他学部の編入学試験に合格した者
商学部	○	・本学大学院商学研究科又は経営戦略研究科への入学試験で入学が認められた者 ・マルチプル・ディグリー制度による本学他学部の編入学試験に合格した者
理学部	○	・数理科学科のみ
工学部		
生命環境学部		
建築学部		
総合政策学部	○	・本学大学院に早期に進学することを希望し、当該研究科が入学を認めた者
人間福祉学部	○	・本学大学院に早期に進学することを希望し、当該研究科が入学を認めた者 ・マルチプル・ディグリー制度による本学他学部の編入学試験に合格した者
教育学部		
国際学部	○	・本学大学院に早期に進学することを希望し、当該研究科が入学を認めた者 ・マルチプル・ディグリー制度による本学他学部の編入学試験に合格した者

※ 早期卒業のためには、上記「早期卒業の主な条件（※）」に加え、各学部が個別に定める在学期間や修得単位数、成績等に関する条件を満たし、所定の手続き等を行うことが必要です。

※ 本学では、学校教育法や学校教育法施行規則等に基づく大学院への「飛び入学」制度は設けていません。